

# 平成27年度 事業計画

社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会

## 基本方針

市民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを望んでいます。

しかし、私たちを取り巻く環境は、人口の減少や少子・高齢化、そして核家族化や単身世帯の増加等の家族形態の変化と人間関係の希薄化、さらに長引く地元経済の低迷等を背景とした生活困窮、失業、孤立等の地域社会での生活・福祉課題が増大し多様化しています。

このような状況の中、本年度は生活困窮者自立支援制度に基づいて経済的な理由による各種相談や一人ひとりの生活の安定と自立に向けた継続的な支援事業、そして成年後見事業を実施し、これまでの本会における総合相談所事業や資金貸付事業、日常生活自立支援事業等の実践を基盤として、行政、福祉、社会福祉施設他の関係機関や団体等との連携をはかり、総合的な相談支援の体制づくりを目指します。

また、地域住民による支え合いや助け合い活動を推進するとともに、市民の生活や福祉課題の解決に向けて、質の高い福祉サービスの提供に努め「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」の実現に向けた取り組みを展開してまいります。

## 重点目標

1. 自己財源の確保と財政基盤の整備
2. 職員体制の整備
3. 相談支援事業の推進
4. 介護保険事業等の安定経営

# 事業計画

## 1. 組織体制と財政基盤の整備

- (1) 理事会の開催 (5・9・12・2・3月)
- (2) 評議員会の開催 (5・12・2・3月)
- (3) 監事会の開催 (5・10月)
- (4) 正副会長会の開催 (随時)
- (5) 部会の開催
  - ・総務財政部会 (随時)
  - ・地域福祉部会 (随時)
  - ・在宅福祉部会 (随時)
- (6) 行政等との連携強化
  - ・顧問会議の開催
  - ・関係部署との情報交換 (随時)
- (7) 苦情解決委員会の開催
  - ・苦情、要望等の対応や改善の検討 (10・3月)
- (8) 諸規程等の整備
  - ・関係規程等の制定と改正
- (9) 法人登記
  - ・資産総額及び事業の変更登記 (5月)
  - ・役員変更登記 (2月)
- (10) 事務局機能・体制の整備
  - ・職員体制の整備
- (11) 財源の確保
  - ・会員の拡充
  - ・社協会費見直しの検討
  - ・事業財源の検討
  - ・公的、民間助成制度の活用
- (12) 役員研修等の実施と参加
  - ・市町村社協役員セミナー
  - ・四市社協会長・常務理事・事務局長会
  - ・中四国都市社協連絡協議会、他
- (13) 職員研修の実施と参加
  - ・業務別研修
  - ・階層別研修

- ・中部地区社協、県内社協職員協議会
  - ・計画的な職員研修の実施
- (14) 調査研究の実施と参加
- ・役員、地区社協会長の視察研修他
- (15) 人権研修の実施と参加
- ・人権研修推進委員会の開催 (6月)
  - ・職員人権研修の実施 (10月、2回)
  - ・関係機関、団体への協力と参加 (随時)
- (16) 職員の福利厚生
- ・職員健康診断の実施 (5・6月)
  - ・職員健康相談の実施 (年7回)
  - ・衛生委員会の開催 (11・2月)
- (17) 点検と評価の実施
- ・意見箱の活用
  - ・自己点検と評価の実施
  - ・「福祉モニター」設置の検討
- (18) 広報事業の推進
- ①広報活動の推進
- ・広報紙「しあわせ」の発行 (毎月1回)
  - ・点訳広報紙の発行 (毎月1回)
  - ・ホームページの管理と充実 (随時)
- ②第57回倉吉市社会福祉大会の開催 (11月)
- ・表彰、感謝、褒賞
  - ・地域福祉実践発表と講演
  - ・福祉施設・作業所の作品即売

## 2. 地域福祉活動の推進

### (1) 小地域福祉活動の推進と地区社会福祉協議会との連携

- ①ふれあい・いきいきサロン事業の推進
- ・新規立ち上げ費用の助成 (随時)
  - ・継続費用の助成 (6月)
- ②小地域福祉ネットワークづくり事業の推進
- ・小地域福祉活動研修会の開催 (7月)
  - ・地区社協への事業補助 (随時)
- ③地区社協「地域福祉活動計画」策定の推進

- ・ 地区社協「地域福祉活動計画」の策定支援 (随時)
- ④わが町支え愛活動支援事業の推進
  - ・ 実施自治公民館への事業補助と活動支援 (随時)
- (2) 地区社協活動の支援と連携強化
  - ・ 地区社協への運営補助 (7月下旬)
  - ・ 地区社協連絡協議会事務局の運営 (年6回)
  - ・ 地区社協事業等への協力と地区担当職員の配置 (随時)
- (3) 地区福祉懇談会の開催支援
  - ・ 各地区社協の福祉懇談会の開催支援 (9・10月)
- (4) 倉吉市民生児童委員連合協議会との連携と助成
  - ・ 市民協及び地区民協との連携による関連事業の推進
  - ・ 研修、活動事業への補助 (8月)
- (5) 高齢者福祉活動の推進
  - ①福祉協力員活動の推進
    - ・ 地区社協へ事業補助 (6月)
    - ・ 地区代表者会の開催 (8月)
    - ・ 緊急連絡用カードの更新
    - ・ 地区研修会等への協力 (随時)
  - ②ふれあい給食サービス事業の推進
    - ・ 地区社協への事業補助 (4・6・10月)
    - ・ 給食サービスボランティア研修会の開催 (6～7月)
    - ・ 地区責任者連絡会の開催 (1月)
    - ・ 配食用容器、消耗品の配付 (3月)
  - ③地区敬老会事業の助成
    - ・ 地区自治公民館協議会へ事業補助 (4月他)
  - ④老人週間啓発事業の実施
    - ・ 老人週間ポスターの配付 (9月)
  - ⑤倉吉市老人クラブ連合会活動の協力と助成
    - ・ ペタンク大会の共催 (6月)
    - ・ 諸事業の協力と事務局の運営
- (6) 障がい児・者福祉活動の推進
  - ①倉吉市身体障害者福祉協会活動の協力
    - ・ 諸事業の協力と事務局の運営
  - ②倉吉市手をつなぐ育成会活動の協力
    - ・ 諸事業の協力と事務局の運営

- ③倉吉市精神障がい者家族会活動の協力
  - ・ 諸事業の協力と事務局の運営
- (7) 児童・青少年福祉活動の推進
  - ①児童・生徒独居老人訪問活動事業の推進
    - ・ 地区社協へ事業補助 (随時)
  - ②準要保護児童・生徒への支援
    - ・ 修学旅行費用の一部助成 (随時)
  - ③中学校区少年少女のつどい事業の助成
    - ・ 各中学校区青少年育成連絡協議会へ事業補助 (随時)
  - ④子育て支援事業の推進
    - ・ 託児用おもちゃ貸出事業の実施 (随時)
  - ⑤児童福祉啓発事業の実施
    - ・ 児童福祉週間ポスターの配付 (4月)
- (8) 母子・父子福祉活動の推進
  - ①倉吉市母子寡婦福祉連合会活動の協力
    - ・ 諸事業の協力と事務局の運営
- (9) 高齢者・障がい者関係団体等事業の推進
  - ・ 福祉団体連絡会の開催 (6・2月)
- (10) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会活動の協力と助成
  - ・ 諸事業の協力と助成及び事務局の運営
- (11) 倉吉市ボランティアセンター事業の推進
  - ①ボランティア活動の情報提供
    - ・ 広報紙「しあわせ」、ホームページでの広報 (毎月)
    - ・ ホームページでの広報 (随時)
  - ②ボランティア講座の開催 (毎月)
  - ③ボランティアミニ体験の開催 (年5回)
  - ④小学生サマーボランティアスクールの開催 (8月)
  - ⑤中学生サマーボランティアスクールの開催 (8月)
  - 新 ⑥災害ボランティア養成講座の開催 (2月)
  - ⑦託児ボランティア養成講座の開催 (5～6月)
  - 新 ⑧ボランティア出前講座の開催 (随時)
  - ⑨ボランティア活動への協力
    - ・ 個人ボランティア、ボランティアグループの活動支援
    - ・ 倉吉市ボランティア連絡協議会との連携
    - ・ NPO、企業等との連携
  - 新 ⑩ボランティア活動助成事業の実施
    - ・ ボランティア活動助成委員会の開催 (6月)

- ・ボランティアグループへの助成 (6月)
- ⑪ボランティア登録と斡旋等の実施
- ⑫ボランティア活動・行事用保険の加入
- ⑬ボランティアセンター運営委員会の開催 (2月)
- ⑭災害ボランティアセンターの体制整備
  - ・行政、関係機関等との連携
- ⑮関連資料図書、機材等の整備
- ⑯ボランティア活動体験事業（高校生・社会人）の共催 (7～12月)
- ⑰諸会議他への参加

(12) 福祉教育事業の推進

- ①倉吉市福祉教育推進連絡協議会への協力
  - ・諸事業への協力
- ②福祉教育実施校の活動協力と助成
  - ・小学校14校、中学校5校、高等学校5校、  
養護学校1校へ補助 (6月)
- ③福祉教育の広報・啓発活動の協力と助成
  - ・福祉教育活動の広報・啓発への協力
  - ・「福祉教育学校活動実践集」発行の助成 (2月)

(13) 更生援護活動の推進

- ①災害見舞事業の実施
  - ・災害罹災者への見舞金の贈呈
- ②更生保護事業の協力
  - ・更生保護団体への協力

(14) 福祉機具貸出事業の実施

- ・電動ベッド、車イス等の貸出 (随時)

(15) 福祉バス事業の運営

- ①福祉バス3台の安全運行と保守管理
- ②福祉バス運営委員会の開催 (6月)

**3. 共同募金助成事業の推進**

(1) 共同募金助成事業の推進

- ・地域福祉活動事業他の実施

(2) 歳末たすけあい募金助成事業の推進

- ・歳末たすけあい募金助成事業の実施
- ・歳末たすけあい募金助成委員会の開催 (9・11月)

#### 新 4. 相談支援事業の推進

##### (1) 倉吉市総合相談所事業の推進

###### ①倉吉市総合相談所事業の実施

- ・心配ごと相談 第2水曜日・第4土曜日 (年24回)
- ・法律相談 第1火曜日・第4金曜日 (年24回)
- ・こども・家庭相談 第3水曜日 (年12回)
- ・登記相談 第1金曜日 (年12回)
- ・社会保険・労働相談 第1土曜日 (年12回)

###### ②相談員連絡会の開催 (2月)

###### ③相談員研修会の開催

##### 新 (2) 生活困窮者自立支援受託事業の推進

###### ①自立相談・家計相談支援事業の実施

- ・生活困窮者の自立及び家計に関する相談と支援 (随時)

###### ②支援調整会議の開催 (随時)

###### ③推進会議の開催 (6・2月)

###### ④諸会議他への参加 (5月)

##### (3) 日常生活自立支援受託事業の推進

- ・判断能力が不十分な人への日常的金銭管理他のサービス提供
- ・生活支援員の確保及び研修会の実施
- ・内部審査会の実施 (毎月)
- ・内部検査の実施
- ・諸会議他への参加

##### 新 (4) 成年後見事業の推進

- ・法人後見の受任

##### (5) 民生資金貸付事業の推進

- ・低所得世帯に緊急必要な資金の貸付
- ・担当民生委員・行政機関との連絡調整
- ・滞納者への督促

##### (6) 生活福祉資金貸付事業の推進

###### ①生活福祉資金貸付事業の実施

- ・低所得世帯他  
への貸付の相談と支援 (随時)
- ・民生委員実費弁償費の交付 (1月)

##### (7) 臨時特例つなぎ資金貸付事業の推進

###### ①臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施

- ・住居のない離職者への貸付の相談と支援 (随時)

## 5. センター運営事業の推進

### (1) 倉吉福祉センターの管理運営

- ・センター設備、備品の管理
- ・センターの貸出と利用促進
- ・消防総合訓練の実施

(10月)

### (2) 倉吉市高齢者生活福祉センター指定管理の受託

- ・センター設備、備品の管理
- ・センターの貸出と利用促進
- ・居住部門利用者の生活支援
- ・自主事業の実施
- ・消防総合訓練の実施

(6・11月)

## 6. 介護保険事業の運営

介護保険法に基づき、利用者の居宅での日常生活を支援する

### (1) 居宅介護支援事業の実施

- ・居宅介護支援事業所の運営と適切なサービスの提供
- ・介護予防支援業務の受託実施
- ・要介護認定訪問調査事業の受託実施

### (2) 訪問介護事業の実施

- ・訪問介護事業所の運営と適切なサービスの提供

### (3) 訪問入浴介護事業の実施

- ・訪問入浴介護事業所の運営と適切なサービスの提供

### (4) 通所介護事業の実施

- ・通所介護事業所の運営と適切なサービスの提供

### (5) 介護予防訪問介護事業の実施

- ・介護予防訪問介護事業所の運営と適切なサービスの提供

### (6) 介護予防通所介護事業の実施

- ・介護予防通所介護事業所の運営と適切なサービスの提供

### (7) 介護職員の処遇改善の実施

- ・職員等の処遇改善の実施

## 7. 障害者総合支援事業の運営

障害者総合支援法に基づき、利用者の日常生活及び社会生活を支援する

### (1) 障害者総合支援事業の実施

- ①障害者総合支援居宅介護等事業所の運営と適切なサービスの提供



- ・身体障害者訪問介護事業の実施
- ・知的障害者訪問介護事業の実施
- ・児童訪問介護事業の実施
- ・精神障害者訪問介護事業の実施
- ・重度訪問介護事業の実施
- ・同行援護事業の実施
- ・地域生活支援事業の実施
- ・基準該当生活介護事業の実施
- ②介護職員の処遇改善の実施
  - ・職員等の処遇改善の実施

## 8. 居宅介護等事業の運営

### (1) 受託事業の実施

- ①生活管理指導員派遣事業の受託実施
  - ・高齢者の日常生活の支援
- ②配食サービス事業の受託実施
  - ・独居・高齢者世帯へ食事を届け安否確認
- ③倉吉市包括的支援事業の受託実施
  - ・総合相談業務の推進
  - ・介護予防ケアプランの作成
  - ・権利擁護業務の推進
  - ・地域・関係機関とのネットワークづくり
- ④緊急通報システム設置事業の受託実施
  - ・24時間体制での相談の対応や通報
  - ・安否確認の実施
  - ・機器の管理
- ⑤介護予防教室事業の受託実施
  - ・福祉団体、施設、自治公民館、小学校等での事業の推進
- ⑥認知症予防教室事業の受託実施
  - ・認知症予防教室のモデル開催
- ⑦要介護認定訪問調査事業の受託実施
  - ・訪問調査の実施

## 9. 祭壇貸出事業の推進

### (1) 葬儀用祭壇貸出事業の実施

- ・本所 仏式祭壇 3基、神式祭壇 1基の貸出と保守
- ・支所 仏式祭壇 2基、神式祭壇 1基の貸出と保守

## 10. 移送サービス事業（特定旅客運送事業）の運営

- (1) 移送サービス事業の実施
  - ・ 移送サービス事業所の運営と適切なサービスの提供
  - ・ 乗務員の安全運転の指導及び安全運行の徹底
  - ・ 利用者の拡大

## 11. 団体等事務局の運営

- (1) 倉吉市共同募金委員会
- (2) 日本赤十字社鳥取県支部倉吉市地区
- (3) 倉吉市地区社協連絡協議会
- (4) 倉吉市老人クラブ連合会
- (5) 倉吉市身体障害者福祉協会
- (6) 倉吉市手をつなぐ育成会
- (7) 倉吉市精神障がい者家族会
- (8) 倉吉市母子寡婦福祉連合会
- (9) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会

## 12. 顕彰

- (1) 倉吉市社会福祉協議会会長表彰
  - ①表彰・感謝・褒賞の実施
- (2) 中央・県・県社協への進達
  - ①全国社会福祉協議会会長表彰
  - ②鳥取県知事表彰
  - ③鳥取県社会福祉協議会会長表彰